

新型コロナウイルス関係 5.11④

令和2年5月11日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の対応並びに自治体における対応に向けた準備についてに関する Q&A について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事
釜 菡 敏
松 本 吉 郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q&A について

新型コロナウイルス感染症の無症状原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）に係る宿泊療養及び自宅療養の対象等の考え方等につきましては、令和2年4月3日付け（健Ⅱ9F）等をもってご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省において、上記に係る Q&A が改訂され、同省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

改訂後の Q&A（【I 主に一般の方等向け】問 15）においては、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たし、療養を終了した者について、勤務等を再開するにあたり、職場等に PCR 検査の結果が陰性であること証明書（陰性証明）を提出する必要はないとするとともに、医療機関や保健所に対して各種証明の請求を控えるよう求めています。